は「次に掲げる官職（人事院が定める官職を除く。）」と、第十九条第三号中「第三条第一号から第十号までに掲げる官職」とあるのは「第三条に規定する官職（同条第十一号から第十四号までに掲げる官職を除く。）」とする。

第三条　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第五項に規定する旧国家公務員法勤務延長職員に対する第十九条の規定の適用については、同条第二号中「又は第二項」とあるのは、「若しくは第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第五項若しくは第六項」とする。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第四条　（略）

職（人事院が定める官職を除く。）」とする。

（新設）

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後			
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）			
一～三　（略）			
四　分限			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（略）	（略）	（略）	
規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）	（略）	（略）	
	第十八条の通知の文書		
	取得の日	三年	
等			

改正前			
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）			
一～三　（略）			
四　分限			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（略）	（略）	（略）	
規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）	（略）	（略）	
	第十九条の通知の文書		
	取得の日	三年	
等			